# 動力車操縦者運転免許に関する省令の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

令和７年９月３０日
国土交通省鉄道局
安全監理官

国土交通省では、令和７年７月２９日から令和７年８月２８日まで、動力車操縦者運転免許に関する省令の一部を改正する省令案に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、５件の御意見が寄せられました。

お寄せ頂いた御意見とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

１．実施方法

①募集期間：令和７年７月２９日（火）～令和７年８月２８日（木）

②周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）

③意見提出方法：インターネット（e-Gov）電子メール及び郵送

２．意見数

提出意見数　５件（提出者数５名）

３．お問い合わせ先

国土交通省鉄道局安全監理官室 意見募集担当

電話番号：０３－５２５３－８１１１（内線５７８５７）

（別紙）

# 御意見の概要及び国土交通省の考え方

※取りまとめの都合上、いただいた御意見は要約等の整理をしております。

| No. | 御意見の概要 | 国土交通省の考え方 |
|---|---|---|
| 1 | ○　改正案により運転免許証および免許原簿から「所属事業者名」の記載が削除されることは、制度設計の観点から以下の懸念を抱かせる。<br>・　公共交通における運転免許は、単なる個人資格ではなく、運行責任の所在や制度の信頼性を担保する役割も持つ。所属事業者情報の削除により、制度が「個人の資格認定」へと一面的に傾き、事業者との関係性が不透明化するおそれがある。実務上、免許証は業務資格証として機能しており、その削除は現場との齟齬を生じさせる可能性もある。<br>・　また、「申請者の負担軽減」という改正の目的について、具体的な検討経過や代替案の提示が十分になされておらず、制度合理化の過程における透明性にも疑問が残る。制度の簡素化を目指すのであれば、「任意記載」や「選択制」など、公共性を維持しつつ柔軟な対応を可能にする設計も考慮されるべきである。<br>公共インフラ制度における信頼性と責任性を軽視しない、持続可能かつ調和的な制度改正を期待する。<br>本意見は、個人として制度設計の公共的意義を踏まえた上で提出するものです。 | ○　御意見頂きありがとうございます。<br>・　運転免許は、動力車操縦者運転免許に関する省令（昭和３１年運輸省令第４３号）第３条の規定に基づき、国（地方運輸局長）が行う動力車操縦者試験に合格した者に対し運転免許証を交付して行うものです。<br>また、鉄軌道事業者は、鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成１３年国土交通省令第１５１号）第１０条等の規定に基づき、動力車操縦者（以下「運転士」という。）を含む係員に対し、教育及び訓練を行い、係員が作業を行うのに必要な適性、知識及び技能を保有していることを確かめた後に作業を行わせることとなっています。そのほか、鉄軌道事業者は、鉄道事業動力車操縦者資質管理報告規則（平成１８年国土交通省令第７９号）第２条等に基づき、その事務所ごとに、運転士の資質の管理の状況をとりまとめて記載した報告書を、その事務所の所在地を所轄する地方運輸局長に提出することとなっています。<br>以上のことから、運転免許証及び動力車操縦者運転免許原簿（以下「運転免許省等」という。）の記載事項のうち所属事業者名を削除しても、運転士と鉄軌道事業者との関係は明らかです。<br>・　上述の制度体系であることを背景として検討した結果、運転免許証等の記載事項のうち所属事業者名の記載を削除することとしたものです。このことから、運転免許証の記載事項のうち所属事業者名の記載を削除した場合、運転免許を受けた者が運転士として所属していた事業者を退職したとき、又は新たな事業者に所属したときにおいて、国（地方運輸局長）への運転免許証記載事項の変更の記入の申請手続が不要となるため、意見公募要領の別紙（改正概要）では「申請手続の申請者の負担軽減の観点」としたものです。 |

| | | |
|---|---|---|
| 2 | ○　免許の条件については氏名同様重要記載事項であり、手間を減らすためという理由で削除することは反対。 | ○　御意見頂きありがとうございます。<br>　改正前の動力車操縦者運転免許に関する省令においても、運転免許の条件として、所属事業者名は付しておりません。また、「申請手続の申請者の負担軽減の観点」に関しては、上述（№1の「国土交通省の考え方」）をご参照ください。 |
| 3 | ○　「運転免許証等に記載する所属事業者名について、記載を不要とする。」趣旨はわかりましたが、これで具体的にどれほど負担軽減になるのでしょうか。どういう場面で煩雑になっているのでしょうか。 | ○　御質問頂きありがとうございます。<br>　現状、運転免許を受けた者が運転士として所属していた事業者を退職したとき、又は新たな事業者に所属したときにおいて、当該変更の事実を証明する書類及び当該運転免許証を添えて、国（地方運輸局長）への運転免許証記載事項の変更の記入の申請手続が必要でしたが、運転免許証の記載事項のうち所属事業者名の記載を廃止した場合、当該申請手続が不要となります。 |
| 4 | ○　所属事業者名の削除について<br>・　所属事業者が変更となった場合の手続きは不要とするのか。 | ○　御質問頂きありがとうございます。<br>　上述（№3の「国土交通省の考え方」）をご参照ください。 |
| 5 | ○　「動力車操縦者運転免許に関する省令の一部を改正する省令案について」の「1．背景」にある次の記述について<br>　「今般、有識者及び鉄軌道事業者の代表者による検討会における検討結果を踏まえ、運転免許証等に記載する所属事業者名について、申請手続の申請者の負担軽減の観点から記載を不要とする」<br>・　本件につきまして、弊社は7月２９日発行の国土交通省のメールマガジンでパブリックコメントが行われることを知り、翌３０日に運輸局からもパブコメを行っている旨の連絡を受けました。またこの情報に接するまで「有識者及び鉄軌道事業者の代表者による検討会」（以下「検討会」）で本件が議論されていることも知りませんでした。<br>・　運転免許証等に所属事業者名の記載を不要とすることについては、申請者の負担軽減に資することは理解します。<br>・　一方で本件が実施されることにより、負担軽減以外に鉄道事業者側にどのようなメリットがあるのか、またデメリットはないのか、弊社のような規模の小さい鉄道事業者にとってどのような影響があるのか等は大変気になるところです。 | ○　御意見頂きありがとうございます。<br><br><br><br><br>・　意見公募要領の別紙（改正概要）に記載しましたとおり、今般の意見公募手続を踏まえて、令和７年９月３０日付けの公布及び改正を予定していることから、運転免許を受けた者が所属している鉄軌道事業者の皆様あてに地方運輸局を通じて、今般の「動力車操縦者運転免許に関する省令の一部を改正する省令案について」お知らせさせていただきました。<br>・　御理解頂きありがとうございます。<br><br>・　現状、運転免許を受けた者が運転士として所属していた事業者を退職したとき、又は新たな事業者に所属したときにおいて、当該変更の事実を証明する書類及び当該運転免許証を添えて、国（地方運輸局長）への運転免許証記 |

| | | |
|---|---|---|
| | ・　このため検討会でどのような議論が行われたのかを把握したいのですが、残念ながら検討結果が公表されていません。是非、結果等を公表していただき、専門家の方々等のお考えを確認したく存じます。よろしくお願いいたします。 | 載事項の変更の記入の申請手続が必要でしたが、運転免許証の記載事項のうち所属事業者名の記載を廃止した場合、当該申請手続が不要となります。このため、これまで当該申請手続のために申請書に添付していただいていた当該変更の事実を証する書類（運転免許を受けた者が退職したことを証する書類又は在職していることを証する書類）の作成及び添付が不要となります。<br>・　有識者及び鉄軌道事業者の代表者による検討会における検討結果については、上述（№.１の「国土交通省の考え方」）をご参照ください。 |